

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）について

令和3年1月15日

概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の県内の感染拡大を受け、富山県は、令和3年1月13日（水）から、県民や事業者の皆様のご行動を制限する「ステージ2」に移行し、感染拡大防止のため、事業者の皆様にご協力いただき「食事提供施設における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」（以下「時短要請」といいます。）へのご協力をお願いいたしました。

時短要請の対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、県の要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）」（以下「第2次協力金」といいます。）を支給いたします。（時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。）

2 協力金支給額

1店舗あたり 56万円

3 要請期間

令和3年1月18日（月）午後9時～1月31日（日）

4 要請対象地域

富山県内全域

5 要請内容

飲食店営業（食品衛生法）の許可を受けている酒類を提供する店舗（カラオケ店、ライブハウス等を含む）の午後9時から翌午前5時までの営業自粛

申請要件

協力金の申請要件は、対象店舗が次の全ての要件を満たす方とします。

- 1 対象店舗が、時短要請前から継続して午後9時から翌午前5時までの時間帯に

営業を行っている酒類の提供を行う飲食店（接待を伴う飲食店や酒類の提供を行うカラオケ店やライブハウス等を含む）であること。

※食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている店舗のうち酒類の提供を行う店舗であること。

※下記の店舗等は対象外となります。

- ・テイクアウト専門店、スーパーやコンビニエンスストア等のイートインスペース、キッチンカー
- ・ホテルや旅館内において、宿泊者のみに飲食を提供する場合
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナック等）

- 2 対象店舗が、業界ごとのガイドラインを遵守していること。
- 3 対象店舗が、令和3年1月18日（月）午後9時から同年1月31日（日）深夜12時までの全ての期間において時短要請（午後9時から翌朝5時までの時間帯の営業自粛）にご協力いただくこと。（終日休業とした場合も含む。）
- 4 対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること。
- 5 県から、検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
- 6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

なお、このことを確認するために必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。

申請手続き等

1 申請について

申請手続きについては、後日改めて県のホームページでお知らせいたします。

なお、申請に必要な書類は別添「協力金（第2次）申請書類（予定）」としておりますので、あらかじめご確認願います。

申請受付は令和3年2月1日（月）からを予定しております。

2 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは第2次協力金を支給します。また、第2次協力金の支給開始は、3月以降を予定しています。

3 第2次協力金に関する問い合わせ先

第2次協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等はありません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）コールセンター
電話番号：076-444-4078 受付時間：午前9時～午後5時
（土、日、祝祭日も開設しています。）

その他

- 1 第2次協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、第2次協力金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（協力金の額に年 10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- 2 第2次協力金支出事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の休業等の取組に係る実施状況や対象店舗の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。